

# 再犯防止推進計画等検討会（令和7年度）

## 議事録

- 第1 日 時 令和8年3月3日（火） 自 午前10時32分  
至 午後 0時02分
- 第2 場 所 法務総合研究所赤れんが棟第一教室（オンライン併用）
- 第3 議 題 （1）法務省からの報告  
（2）関係省庁からの報告  
（3）意見交換
- 第4 議 事 （次のとおり）

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** それでは、定刻となりましたので、令和7年度再犯防止推進計画等検討会を開催させていただきます。

本検討会の副議長でございます、法務省大臣官房政策立案総括審議官の村松です。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日、司会進行を務めさせていただきます。

本日はオンラインで御出席の方がいらっしゃいます。オンラインで御出席の方につきましては、音声が届かない、あるいは画像が映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中でも結構ですので、御発言いただいておりますか、あるいは挙手機能、チャットなどでお知らせいただければと思います。また、対面で御出席の皆様におかれましては、オンラインでの配信の都合上、御着席のまま御発言いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、有識者委員の川出委員と村木委員におかれましては、所用により御欠席ということでございます。

それでは、本検討会の開催に当たりまして、議長を務めます三谷英弘法務副大臣から御挨拶を頂きます。副大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

**○三谷法務副大臣** 皆様、おはようございます。ただいま御紹介いただきました法務副大臣の三谷英弘と申します。

再犯防止推進計画等検討会の開催に当たりまして、議長といたしまして、まず一言御挨拶申し上げます。

令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が策定されて以降、国、地方公共団体、そして民間協力者の皆様の御協力によりまして、計画に掲げられた施策は着実に進められてまいりました。まずもって、日頃から再犯防止に御尽力いただいております全ての関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

この1年を振り返りますと、再犯防止施策を取り巻く環境が大きな転換点を迎えた年であったと認識しています。その一つが、受刑者一人一人の特性等に応じた処遇を行い、より効果的な処遇を図ることを目的とした拘禁刑の導入であります。刑事施設における処遇の在り方が大きく転換する中で、制度の趣旨を現場の運用に的確に落とし込み、着実に効果を発揮させていくことが求められています。

また、御案内のとおり、保護司の方が命を落とされるという悲劇的な事件も起きる中でございますが、令和6年10月に取りまとめられた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の報告書への対応の一つとして、昨年臨時国会に更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案を提出いたしました。同法案は12月に成立、公布されました。

地域に根ざし、更生保護の一翼を担ってこられた保護司の皆様が、安心してその役割を果たすことができる環境を整えることが、再犯防止施策の根幹を支えるものです。私は、弁護士としてこれまで司法に携わり、また、国会議員としても、自党内に設置された再犯防止推進特別委員会の事務局長を務める中で、犯罪や非行をした者、そして再犯防止に御協力いただいている方々の声に耳を傾けてまいりました。再犯防止に向けた御尽力に対し、改めて

敬意を表します。

現在、再犯防止施策は大きな節目を迎えています。再犯防止のためには、犯罪や非行をした者が地域社会の中で孤立することなく生活していくことができるように、息の長い支援を行っていくことが非常に重要です。私自身も、引き続き強い問題意識を持って再犯防止に取り組み、平口法務大臣、福山法務大臣政務官と共に法務省を引っ張っていく所存ですが、新たな施策を的確に実施し、その効果を着実に発揮させていくためにも、有識者の皆様からの専門的かつ多角的な御知見が不可欠です。

本日は、法務省をはじめ関係省庁から施策の進捗状況について御報告申し上げた上で、有識者の皆様から忌憚のない御意見を頂き、今後の施策の充実につなげてまいりたいと考えております。

甚だ簡単ではございますが、以上をもちまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** 副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、有識者の構成員の皆様の中で、今年度から2名の方に新たに委員として御参画いただくこととなりましたので、是非御挨拶を頂ければと考えております。

では、まず小林委員からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○小林委員** 皆さん、こんにちは。神奈川県立精神医療センターで所長をしております小林と申します。

私は、精神科医人生の4分の3を通して、ひたすら依存症の治療ばかりに関わっている者でございまして、特に途中、国立精神・神経医療研究センター病院に薬物依存症の専門外来を担当しに赴任した際には、同じ組織の中にあります国立精神保健研究所の薬物依存研究部長、当時は和田清部長でしたけれども、和田先生の下でいろいろ厚生労働科学研究等にも従事させていただきました。その後、私は、また神奈川県立精神医療センターに戻り、依存症の外来や病棟等、治療にずっと関わってきました。また、途中、厚生労働省の大麻の規制に関する小委員会にも関わることがございました。今回、和田先生の後任として本検討会の方に関わらせていただく次第です。

私は、職種の関係上、精神医療、精神科臨床の観点から、特に依存症、薬物のみならず様々な嗜癖問題にも私なりの立場で御意見させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございました。

それでは、続きまして高野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

**○高野委員** 皆様、こんにちは。府中市市長の高野律雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

府中市には、御存じのように府中刑務所が所在をしております、そのことから、私は、全国103の自治体が加盟しております矯正施設所在自治体会議の一員ですし、現在、この会議の会長を務めさせていただいております。

府中刑務所とは、年に一度の刑務所文化祭や社会を明るくする運動など、各種イベントを通じた関わりを持たせていただいておりますが、令和6年度から全国に先駆けて開始いたしました、ふるさと納税による刑務所見学会、また、アップサイクルした刑務作業製品の販売など、多方面において特色のある連携をさせていただいております。これらの取組は、府中刑

務所の更生支援の取組を知っていただいて、出所者の地域社会での受入れへの理解、協力を促進することを目的としているものです。犯罪のない社会の実現に向けて、関係機関が緊密に連携していくことの重要性が非常に高まっておりますので、このような協力を更に強化し、他分野にも発展させていきたいと考えております。

また、府中市の話になりますが、地域福祉計画において再犯防止等の推進を重点施策の一つとして位置付けておりまして、保護司会をはじめとする関係団体と協力しながら、更生保護に関する啓発活動や関係団体への活動支援に取り組むこととしております。この検討会においては、国の再犯防止推進計画策定に向けて様々な議論が交わされることかと思っております。国と私ども市区町村、それぞれが果たすべき役割や、より効果的な活動支援の在り方などについて、基礎自治体としての視点から、微力ながら貢献させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** どうもありがとうございました。

関係省庁側の構成員につきましては、お配りしている資料の構成員名簿の方で御紹介に代えさせていただきますと思います。

それでは、本日は各省庁から、第二次再犯防止推進計画に盛り込まれた施策の進捗状況について御報告をした上で、有識者委員の皆様から御意見を頂きたいと考えております。

それでは、まず議事の一つ目になりますけれども、「法務省からの報告」といたしまして、企画再犯防止推進室長の永井から御説明をさせていただきます。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の永井です。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、再犯防止をめぐる近年の動向に関しまして、併せて、令和7年度における法務省の取組状況に関しまして御報告をさせていただきます。

お配りしている資料のうち、表紙に「資料2-1 法務省配布資料（概要版）」と書かれているものを使わせていただきますので、御覧ください。

早速ですが、表紙をおめくりください。

再犯防止をめぐる動向に関して御報告させていただきます。

まず、刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率についてです。図の中の青色の棒グラフは刑法犯検挙者数、緑色の棒グラフは刑法犯検挙者中の再犯者数、ピンク色の折れ線グラフは再犯者率を示しております。このうち、緑色の棒グラフである刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成19年から一貫して減少しておりましたが、令和5年以降、青色の棒グラフである刑法犯検挙者数の増加に併せて増加している状況です。また、ピンク色の折れ線グラフのとおり、再犯者率は令和2年以降減少傾向にはありますが、令和6年は46.2%であり、依然として刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況が続いています。

資料をおめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

二つのグラフを用意させていただいております。左側のグラフですが、出所受刑者の2年以内再入率、右側のグラフは3年以内再入率を示したものです。左側の出所受刑者の2年以内再入率は、平成20年以降連続して減少しておりましたが、令和5年は増加に転じました。一方、右側の出所受刑者の3年以内再入率は低下を続けている状況です。

資料をおめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。

左のグラフは保護観察付全部執行猶予者の再処分者数及び再処分率を示しています。青色

の棒グラフですが、保護観察付全部執行猶予による保護観察の終了者の数、緑色の棒グラフは、このうち再処分により保護観察が終了した者の数、ピンク色の折れ線グラフは再処分率を示しています。

青色の棒グラフの部分につきまして、先日有識者委員の皆様事前に御説明した際には、保護観察付全部執行猶予者数の具体的内容を十分にお伝えし切れておりませんでしたので、より正確に、具体的に申し上げますと、グラフの下の方に記載していますとおり、青色の棒グラフは、執行猶予期間が無事に満了した者も含め、当該年次中に全部執行猶予による保護観察が終了した人数を計上しています。青色の棒グラフの保護観察付執行猶予による保護観察の終了者数は、減少傾向にあるという状況です。これらの者のうち、保護観察中に再処分によって保護観察が終了した者の数が緑色の棒グラフでして、この割合を示したのがピンク色の折れ線グラフの再処分率で、25%前後で推移しています。

このグラフの今後の動向に関しては、令和7年6月の改正刑法の施行に伴い、どのように動くかということにつきまして、後ほど説明させていただければと思います。

次に右の表です。再犯防止を一層推進する上では、地方公共団体による取組が欠かせませんが、地方再犯防止推進計画の策定数は着実に増加していることを示す表です。令和7年は、全ての都道府県及び政令指定都市に加えまして、1,727の市区町村の半数以上である948の市区町村に策定をいただいています。

資料をおめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。

令和7年度における法務省の取組状況について、項目を絞って御報告をさせていただきます。

まず一番上のところですが、地域再犯防止推進事業です。

地域再犯防止支援事業は、都道府県が一定の条件を満たす再犯防止施策を実施する場合に、法務省から都道府県に対して財政的支援を実施するものです。今年度は全ての都道府県で実施いただき、次年度も全都道府県で実施いただける見込みです。

二つ目ですが、全部執行猶予判決が想定される事案における保護観察の積極活用についてです。

保護観察の積極活用につきましては、これまでも本検討会において有識者の皆様から御意見を頂いていたところですが、令和7年6月に、先ほど申し上げたとおり刑法等の一部を改正する法律が施行されました。初度の保護観察執行猶予中の再犯について、再び執行猶予を付すことが可能となる改正になります。

検察庁におきましては、本年1月から新たに全庁を挙げて保護観察の積極活用に向けた取組を推進することとしました。具体的には、全部執行猶予が想定される事案におきまして、①再犯のおそれが認められ、②保護観察に付することによって、被告人の改善更生及び再犯防止が期待できると考えられる場合、検察官から裁判所に対して論告において保護観察に付すべきことを積極的に主張することを検討することとして、その際、保護観察所とも連携して、保護観察の適合性や特別遵守事項等に関する意見を聴取するというものです。

次に、三つ目ですが、拘禁刑の導入についての御報告です。

拘禁刑は、令和7年6月1日に導入されました。拘禁刑の導入後は、個々の受刑者の特性に応じて作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇を実施することで、より効果的な改善更生を図ることが求められております。こうした拘禁刑の導入の趣旨を踏まえて、個々の受刑者の

特性等を十分に把握するべく、処遇調査を充実させた上、高齢や障害などといった特性等に応じて、24種類の矯正処遇課程に基づき受刑者のグループ分けを行い、このグループごとに多職種の職員が連携して、個々の特性等に応じた必要な作業や指導、社会復帰支援を実施しています。

最後に、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行についてです。

令和6年10月に取りまとめられました、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の報告書に掲げられました各施策を着実に進めているのが現状です。

また、令和7年12月、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案が成立し、公布されました。この法律には、保護司の適任者確保、活動環境の改善、安全確保等のための規定が設けられており、具体的には、保護司の使命や委嘱条件を見直し、今の時代に求められる保護司像を明確化すること、保護司活動等に対する地方公共団体の協力について、いわゆるできる規定から努力義務規定に引き上げること、保護司の面接場所の確保等の施策を推進するなど、保護司の安全確保を国の責務として明記することなどの内容が盛り込まれました。この法律は、一部の規定を除いて令和8年12月までの施行が予定されております。

法務省におきましては、以上のような取組、展開を通じて、再犯防止を一層推進してまいります。

ただいま御報告した各取組の詳細や、それ以外の取組につきましては、「資料2-2 法務省配布資料（詳細版）」と記載のある資料にまとめていますので、御参照いただけますと幸いです。

法務省からの報告は以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

ここで三谷法務副大臣は、公務のため御退席されます。

それでは、続きまして議事の二つ目になります。「関係省庁からの報告」につきまして、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の順に御説明をお願いします。

それでは、警察庁からよろしく願いいたします。

**○警察庁生活安全局生活安全企画課生活安全企画官** 警察庁生活安全企画官の奥です。

それでは、資料3の2ページを御覧ください。こちらの配布資料を基に、警察庁の取組を御紹介いたします。

まず、暴力団離脱・薬物乱用防止等につきまして、警察では、暴力団構成員の暴力団からの離脱、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する施策を推進しております。また、薬物乱用・依存防止対策として、SNSでのターゲティング広告等を実施しているほか、再乱用防止を呼び掛けるパンフレットを作成し、薬物乱用者等へ配布をしております。

次に、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止につきまして、警察では、16歳未満の子供に対する不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役をした者について、法務省から出所情報の提供を受けまして、その者の所在確認を行っているほか、面談により、再犯防止に向けた必要な助言や、支援窓口の紹介等の再犯防止に向けた措置を講じております。

三つ目のストーカー加害者に対する指導等につきまして、警察では、ストーカー加害者へ

の対応方法や治療・カウンセリングの必要性について、精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進するといった取組を行っております。

四つ目については、従来から引き続きの取組になりますが、非行少年の状況に応じた立ち直り支援活動を行っております。

警察庁からは以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

それでは、次に総務省、よろしくお願いいたします。

**○総務省地域力創造グループ地域政策課長** 総務省です。

同じ資料の4ページを御覧ください。

総務省におきましても、第二次計画に基づいて、地方公共団体に対し保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛けを行っております。具体的には、これまで法務省と連携させていただいて通知を発出したり、あるいは、総務省で開催する各種の会議で、この4ページのような資料を用いて働き掛けを行っております。特に今年度については、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の成立、公布を受けて、法務省と連名の通知を発出して、5ページ以下のような通知を発出し、保護司活動に対する支援に一層の協力を依頼させていただいたところです。

今後も、引き続き、法務省等と連携をして取り組んでまいり所存です。

以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

では、次に文部科学省からお願いいたします。

**○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長補佐** それでは、文部科学省より御説明をいたします。

文部科学省としましては、再犯防止推進計画が掲げている七つの重点課題のうち、特に③学校等と連携した修学支援の実施等に関する取組を進めているところです。

学びの継続という観点から施策を講じることが重要であると考えており、特に非行の未然防止について、学校と地域の両面から様々な取組を進めております。

具体的には、学校における取組として、いじめの防止のための教育や人権尊重の精神を育むための教育と併せ、非行防止、薬物乱用未然防止のための教育や、学校生活を継続させるための本人及び学校、家族等に対する支援、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実等の取組を推進しております。

また、地域における取組としまして、学校、家庭、地域の連携・協働により地域全体で子供の学びや成長を支える体制の構築や、子供、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談、学習支援等の取組を推進しております。関係機関と連携しまして、引き続き、これらの取組を推進してまいります。

以上で文部科学省からの説明を終わります。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

では、次に厚生労働省からお願いいたします。

**○厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室長** 厚生労働省です。

再犯防止の取組につきまして御報告を申し上げたいと思います。

まず、刑務所出所者等の就労支援につきましては、法務省と連携いたしまして、ハローワークの就職支援ナビゲーターが刑務所に出向くなどして、受刑中からきめ細かな職業相談、職業紹介を行うほか、協力雇用主を対象とした求人開拓等の取組を進めております。

また、やむを得ず中退した者や、働くことに悩みを抱えている若年者に対しまして、地域若者サポートステーションにおいて、高等学校等の関係機関と連携し、学校や自宅等へ訪問する、就労に向けたアウトリーチ型相談支援を実施しております。

さらには、各都道府県に設置されている地域生活定着支援センターでは、司法関係者と福祉関係者が連携して、矯正施設を出所する高齢者、障害者等への支援を行うためのネットワーク作りを進めております。

それから、薬物依存症を含む依存症対策につきましては、各地域で医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域支援ネットワークの構築、依存症全国拠点機関による人材育成、情報発信、依存症の正しい理解の普及啓発などの総合的な推進に取り組んでおりますし、また、依存症民間団体支援事業により、全国規模で活動する民間団体の活動を支援しているところ です。

厚生労働省といたしましては、こうした取組を促進することで、引き続き、犯罪をした者などに対する支援体制の充実に取り組んでまいります。

厚生労働省からは以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

続いて、農林水産省からお願いいたします。

**○農林水産省経営局就農・女性課経営専門官** 農林水産省の菅原です。

我々農林水産省の方では、協力雇用主の不安・負担の軽減という観点からの取組を実施しておるところです。農業界自体が、そもそも人材確保に関して、今、非常に課題を抱えているところ として、農林水産省としては、農業法人が新しく従業員を雇うときに資金を交付する雇用就農資金という制度を実施しています。具体的に言うと、従業員を雇ったときに年間60万円を支援するという制度ですけれども、雇われる側の方が刑務所出所者などの場合には、通常よりも単価を15万円加算するという措置を行っております。

こうした取組を今後も継続していきまして、出所者の就業と、それから農業界の人材確保を併せて進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

最後に国土交通省からお願いいたしますけれども、国土交通省、本日御報告いただく施策の関係で、構成員ではありませんが、住宅局の住宅総合整備課に御出席いただいております。

それでは国土交通省、よろしくお願いいたします。

**○国土交通省住宅局住宅整備課長** 国土交通省住宅局です。

二つありまして、まず1点目が13ページの居住支援法人の関係です。

平成29年に住宅セーフティネット法を改正しまして、矯正施設出所者も含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を作りました。それと併せて、入居する際の支援などを行う居住支援法人という制度も作っています。そういった入居の際の支援などを行う居住支援法人については、今ではもう既に1,000を超えるような法人が出てきておりまして、制度創設時から、住宅確保要配慮者の方のサポートをしているところ です。

それから、もう一つ、公営住宅についてですけれども、14ページ、15ページを御覧ください。公営住宅では、通常は応募があった方を抽選で選ぶのが通常ですけれども、優先入居という仕組みもありまして、その優先入居の対象の中に、著しく所得の低い世帯というのが含まれています。

再犯防止推進計画ができた平成29年に、公営住宅の事業主体に対して通知を出しておりまして、矯正施設出所者については、著しく所得の低い世帯に該当するというので、優先入居の取扱いが可能ですということを事業主体の方に通知しているところです。

私からは以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** 各省庁の皆様、どうもありがとうございます。

続きまして、議事の3番目の「意見交換」に移ります。

有識者委員の皆様からは、これまでの報告を踏まえまして御意見等を頂戴できればと存じます。

大変恐縮ですが、時間の都合もございますので、お一人5分程度で御発言をお願いいたします。御発言は構成員名簿の掲載順でお願いをしたいと存じます。御質問等を頂きました場合には、有識者委員の皆様全員の御発言が終わった後に、まとめて各省庁から回答をさせていただくこととさせていただきます。

なお、川出委員、宮田委員、村木委員からは事前に資料を送付いただいておりますので、併せて御参照いただければと存じます。

それでは、幸島委員からよろしく願いいたします。

**○幸島委員** 幸島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、犯罪の発生件数が上昇傾向にあるということが非常に気掛かりです。先ほども説明があったとおり、再入率も上昇に転じているという傾向が今後も続くのか、予断を許さない状況ではないかと懸念しております。再犯防止推進計画が定められて以来、初めての局面を迎えているのではないかと感じております。

それでは、まず御礼を申し上げたいと存じます。昨年の本検討会でも触れさせていただいた保護観察付執行猶予の件につきまして、先ほどの御説明、それから資料の中でも触れられておりますとおり、とりわけ検察庁と保護観察所との間で具体的な協議が行われる場が持たれるということです。その成果が上がることを大いに期待しています。

その上で1点、一部執行猶予に付された件数が減少し続けていると私自身は承知しています。今回の検察における保護観察付執行猶予に関する取組は、一部執行猶予についても積極的に論告等で触れることも含んだものであるのか、また、一部執行猶予に付された件数が少ない要因についてどのようにお考えなのかについてもお尋ねしたいと思います。

また、加えてですが、検察において一部執行猶予も含めて保護観察を活用しようとする場合、個々の検察官が保護観察を含めた更生保護全般について理解を深める必要があるのではないかと思います。検察における更生保護に関する研修などの体制が実際にどのようなになっているのかについて承りたいと思います。

次に、保護司法等の一部改正について触れたいと思います。

年内の施行が予定されていると承知しておりますが、関係者の皆様の御尽力に心から感謝申し上げます。私自身、現場の一保護司として申し上げますと、今回の法改正について、現場、とりわけ先輩保護司の関心は非常に高いものがございます。もっと地域で我々が

情報発信していかなければとおっしゃる先輩保護司が大勢おられることも、皆様方にお伝えしたいと思います。

しかしながら、後継者探しは非常に厳しい状況が続いているということを改めて申し上げます。具体的な対応策を途切れず講じ続けていただきたいというお願いです。

今、一昨年5月、滋賀県大津市で発生した事件の公判が開かれており、報道が続いております。報道があるごとに、現場の保護司や、その家族は不安や戸惑いを感じていることも事実です。公判結果が確定しない限り、正確な情報提供が困難なことは十分承知しているものの、法務省保護局には適時適切な情報提供をお願いしたいと思います。保護観察所が保護司に対し適切な説明を行うことはもちろんです。けれども、個々の保護司はマスメディアやネットからの情報に日々接しているわけで、マスメディアを通しての広報など、あらゆる情報発信について、格別の御配慮をお願いしたいと思います。

次に、都道府県や指定都市単位での地方再犯防止推進計画の整備が完了して、現在は、指定都市を除く市町村単位での同計画の整備を進める段階にあるという御説明を承りました。その取組を一層加速していただきたいと思います。

その上で、各市町村単位で地方再犯防止推進計画が整備された場合、現行保護区との整合性をどのように考え対応されるのか、見通しを持たれているのか、承りたいと存じます。1行政区1保護区・保護司会である場合と、複数の行政区で1保護司会・保護区の場合とでは、保護区・保護司会の位置付けが相当異なってくるように、私個人としては考えております。例えば、今回の法改正により更生保護サポートセンターが法定化されたと認識しておりますけれども、サポートセンターの多くは市町村単位に設置されていると考えております。その点を含めて、例えばですが、この際、保護司会を市町村単位で、同計画に合わせた形にするというような考え方もあるのではないかと私自身は考えております。この点について承りたいと思います。

そして、保護司会、あるいは更生保護女性会が行う地域活動の大きな柱は学校との連携でございます。非行の未然防止にとって不可欠の活動です。かつて中学生の保護観察事件が大量に発生した時代に、全国各地で学校との連携という、今日の基盤を作っていただいたと認識しております。そして、それを法務省と文部科学省との緊密な連携によって、今日まで進めていただいていると思います。

しかしながら、教育現場は大きく変容しております。新しい視点で法務省と文部科学省との連携が進められることを大いに期待しております。現状と見通しについて、可能な範囲で御紹介いただければと思います。ちなみに、私も明日、保護司として、地元中学校に保護司の先輩と一緒に行ってまいります。

先般、本会議の有識者構成員で、更生保護施設である両全会を視察する機会を得ました。施設の様子も拝見でき、職員の方や過去に在所された方から直接お話を伺う機会も頂きました。本当にありがとうございました。更生保護施設の重要性について認識を深めますとともに、大小様々な課題が存在することを痛感いたしました。

昨年末には、補正予算で委託費の不足分が計上されたとも承っておりますが、更生保護施設をめぐる状況は一層厳しくなりつつあると感じております。第二次計画において、「地域における犯罪をした者等の自立支援の中核的担い手」とされる更生保護施設の多くが経営的に厳しい状況下にあると聞いており、視察時にその話題もありました。特に地方では収容者

数が減少し、厳しさも増えていると感じております。宿泊型保護事業に加え、通所・訪問型事業を行う施設も増えていると承知していますが、息の長い支援を担う更生保護施設の持続可能性という観点から、どのような取組を国として行い、事業環境の整備を進め更生保護施設の経営的安定を図ろうとしているのか、承りたいと存じます。

以上でございます。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

それでは、続きまして小林委員、どうぞよろしく願いいたします。

**○小林委員** ありがとうございます。私は、主に医療の立場から3点御質問させていただければと思います。

一つは、全部執行猶予判決が想定される事案における保護観察の積極活用です。

私も地域の中で保護観察所と様々な形で関わることが多いんですけども、やはり現場の状況を拝見いたしますと、保護観察官は、刑の一部執行猶予への対応だけではなく、非常に多岐にわたる業務をされております。保護観察所は、ほかにも、例えば、医療観察法についても関わっていただいております。私は、保護観察の積極活用自体には非常に賛成ですが、果たしてマンパワーとか、保護観察官の更なる質の向上とか、様々なサポート面が伴っているんだろうかということが少し心配になり、積極活用に対応した保護観察機能の拡充の状況がどうなっているのか、ちょっと心配になりました。

2点目です。薬物依存の問題を抱える者に対応する専門医療機関等の拡充という御発表がありました。私も、実際に神奈川県の特設医療機関の所長として、アルコール、薬物、ギャンブル、全般にわたって関与させていただいておりますけれども、他の都道府県に伺いしても、薬物依存に対応する専門医療機関にはなかなか手を挙げてくれないということです。アルコールとかギャンブルでしたら、比較的専門医療機関に名のりを上げてくれる医療機関がすぐ見つかるんですが、薬物依存になりますと、違法性や犯罪性、衝動性といった問題から、多くの医療機関が処遇困難、治療困難というイメージを持たれております。

そういった意味では、専門医療機関に名のりを上げて、医療機関としてインセンティブがないことが理由で、実際に私が所属しています神奈川県でも、薬物依存の専門医療機関はなかなか増えていないのが実情です。実際に、違法薬物の出所者の方々が地域の中で適切な医療や様々な福祉を受けながら社会復帰をしていくためには、経験のある医療機関が比較的近いところで専門的な知識を持って医療を提供してくれることが大事なポイントではないかなと思うんですが、現状、なかなか医療の提供という点においては、ちょっと不十分なところがあると思います。様々な省庁にまたがって、薬物依存に係る医療機関を支援するような動きがもう少し出ていただければなというのが私の意見です。

それから3点目です。協力雇用主に対する様々な支援制度についての御発表がございました。特に経済的な補助金等の支援があると伺いました。違法薬物の依存症の患者さんたちの就労に対する焦りの気持ちには非常に強いものがあります。彼らは、家族や見えない社会全般から、早く働いてほしい、早く社会に復帰しろという見えないプレッシャーを常に感じております。そして、いろんな窓口や枠組みはできて、就労のしやすさはもしかしたらこれからも促進されるのかもしれませんが、精神的な様々な問題を抱えているにもかかわらず、そういった病状を度外視して早期に就労を焦ってしまった結果として、短期間で結局就労が中断してしまったり、離脱してしまったりしてしまう。そして、就労が失敗に終わって

しまったという失敗体験が、結果的にはまた薬物の再乱用につながってしまうなど、非常に問題をはらんでいるのではないかなと思います。

そういった非常に精神的な焦りを抱えていたり、あるいは様々な依存症のみならず、鬱やパニック、トラウマ関連の精神障害を合併している方がしばしばいる中で、継続的に就労していくためには、感情や衝動をコントロールできて、対人関係を適切に結んでいく必要があるわけですが、彼らは、そういった能力にしばしば問題を抱えています。例えば、精神障害の方が就労する際には、雇用主と精神障害者との間に入って様々な問題を仲介しており、就労支援センターなどの職員がジョブコーチの役割を果たしています。もしかしますと、再犯予防のためにも、違法薬物の方々の就労支援に当たっては、雇用主の方々にとっても、経済的なインセンティブのみならず、出所してきた方々の精神状態、あるいは特性みたいなものに関する疾病教育的な、お互いを翻訳してくださるようなソフト面での、ジョブコーチ等の、心を通わせるような仲介役としての支援者も必要なのではないかなと思った次第です。

以上、3点御質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

では、続きまして高野委員、よろしくお願いいたします。

**○高野委員** まず、再犯を防止するためには、犯罪をしてしまった人に寄り添う社会であるということ、その人が希望を持っていくこと、そして自立していくことが大事な流れではないかなと思います。

そこで、まず第1点。コロナ禍が明けて、何となく皆さんから頂いている資料を見ると、犯罪がV字になって増える傾向にあり、先ほど幸島委員もおっしゃられましたけれども、今後が非常に心配です。質問は、この再犯の罪種が、薬物なのか、ギャンブルなのか、その他か、どんな種類のものが多いのかということを知りたいなというものです。

あとは意見ですが、今は保護観察の担当はしておりませんが、私自身もずっと保護司活動を続けております。もう20年を経過したんですけども、20年前に私が保護司をお受けしたときと、今、人に保護司を勧めるときとで大きく違うのが、住宅事情です。もちろん戸建てでお住まいの方も多いんですけども、比較的、東京の場合は特にマンション住まいの方が増えてきています。それなのに自宅で保護観察の対応をしなさいと言われても、もうできないということになり、最初にハードルとしてある。それでも自宅で面接をしようとなっても、やはり家族の理解を得るのは非常に難しい。そこで、サポートセンターが今それぞれの自治体に設置されています。しかし、私は、逆に、市長の立場で、府中市の保護司さんから依頼を受けて、サポートセンターの場所を貸してもらえないかと言われたときに、そうなかなか空いているところもありません。それから、公的な施設を利用したい団体も非常に多く、やはり国の方から、ある程度の予算を掛けてサポートセンターを設置するように働き掛けていただかないと、なかなか地方自治体が簡単にサポートセンターの場所を提供できるということにはならないのではないかなと思っております。

それから、これもまた先ほど幸島委員がお話しになったんですが、府中市の場合は1行政区で1保護区です。更生保護女性会も同じですし、警察も消防もみんな同じなので、いろんな横の連携が取れます。しかし、複数行政区に1保護地区の場合は、どちらかという、何となく地域とのつながりが薄れてくる関係にあるように思いますし、また、後継者を探そうと思

っても、なかなか十分に活動を理解してもらえません。ですから、1自治体に1保護区、あるいはその中でグループ分けをしていくなど、もう少し基礎自治体と近い地域分けをできた方が、保護司の活動を支援する、あるいは新たな保護司を確保するという意味では重要なのではないかと思います。

あともう一つ、当然自立ですから就労が必要です。最初に少しサポートをして、ある程度のところで終わりではなくて、就労先への切れ目のない支援を続けていただくことが大事ではないかと思ってまいりました。

以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、オンラインから、野口委員、よろしく願いいたします。

**○野口委員** こんにちは。よろしく願いいたします。

私が日頃、協力雇用主として活動していて感じることを幾つか述べたいと思います。

近年、刑務所出所者等の中には、障害や高齢の方が増加傾向にあると認識しております。協力雇用主の中には、例えば就労支援A型など知的発達障害の方の事業所もいらっしゃいますが、今後は、障害のある方や高齢者を受け入れてくださる協力雇用主の確保や、建設業以外の業種の拡大など、多様な協力雇用主の確保に取り組んでいただきたいと思います。

そのためには、協力雇用主が安心して雇用できる環境や、雇用への動機付けが重要だと思いますので、国には受入れ事業所に対する支援策の充実にも取り組んでいただきたいと考えております。

協力雇用主の下での安定就労のためには、刑務所出所者等の特性やニーズ等に応じた職業適性の判定や、それを踏まえた協力雇用主とのマッチング、そして就職後のフォローアップを一体的に提供することが重要であると考えております。また、刑務所出所者等の中には、どのような職業や働き方があるのか、どの職業が自分に合っているのかという自己理解が進まないまま就労してしまう人がいます。そのような場合に、離職してしまうことも多く、本人にとっても、雇用した事業主にとってもプラスの結果は生まれません。私も保護観察対象者の雇用をしたものの、保護観察が切れた翌日に会社を辞められたケースが何件かあります。特に薬物の犯罪をした方にその例が多くございました。

そのような中で、検察官から裁判所に対して、論告において保護観察に付すべきことを積極的に主張することを検討するという発表がありましたけれども、これは非常にいい取組じゃないかと思っています。

また、このため、今後は矯正施設在所中、あるいは社会内において就労に関する知識やスキルを得るための教育プログラムの受講や、様々な職業を体験する活動への参加を通じて、本人の特性等に合った就労先や居場所の確保ができる仕組みの構築など、就労支援の充実を期待しております。

協力雇用主としての要望とは少し外れてしまうかもしれませんが、福岡県では、令和7年度から地域支援のネットワークの構築を通じて、刑務所出所者等とその支援者の双方への支援を提供する仕組みである更生保護地域寄り添い支援事業が取り組まれております。刑務所出所者等の社会復帰を息長く支えるためには、本人がいつまでも相談できる環境や、支援者が安心して支援できる環境が必要です。寄り添い支援事業は、相談先が増えるという意味で協力雇用主にとっても心強い取組なので、今後拡充されることを期待しております。

最後に、企業との連携の確保についてコメントさせていただきます。

更生保護の民間ボランティアの方々の活動は、地方公共団体や企業の理解と協力の上で成り立っています。私たち協力雇用主の多くは中小企業であり、資金的にも人員体制的にも他の団体を支援する余力まではないことが多いですが、日本全国には多くの大企業や力のある企業が存在しており、様々な形で社会貢献や社会課題解決への参画の機会を検討していると思います。国には是非、こうした企業からも再犯防止への協力を得られるように働き掛けを行っていただきたいと思います。

昨年6月1日、禁錮刑、あるいは懲役刑というのが改正されて拘禁刑という形になって、その取組も内容も変わりました。私は、先月である2月26日、ある女性刑務所に行っていました。その中で、その受刑者の方と一緒に話したのですが、その雰囲気も、以前のように、一方的にお話しするのではなくて、受刑者の方と対等に話す、それから看守の方ともフランクにお話しすることができて、この取組は、協力雇用主として非常に有り難い改正だったと思っています。

私の日頃の取組で感じていることは以上です。御清聴ありがとうございました。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして松田委員、よろしく願いいたします。

**○松田委員** よろしく願いします。私からは3点思うところを申し上げて、一つ質問したいと思います。

1点目は、拘禁刑下の矯正施設の処遇においては、受刑者が自分自身について考える時間を一層取り入れてほしいと思っています。私は少年院で長く勤務しておりましたが、出院するとき少年たちに、院生活で一番つらかったことは何だったと聞きますと、ほとんどの少年が、自分から逃げられなかったことだと答えました。

御案内のとおり、少年院では何よりもまず、ごまかしたり目をそらしたりしないで、自分自身について考えることを求めています。折しも、ある再犯防止シンポジウムで、市原青年矯正センター長の稗田氏が同じことを話しておられました。同センターは、御存じかと思うんですけども、少年院の矯正教育の知見を取り入れた処遇を行っておりますが、稗田氏によると、同センターでは、矯正施設で取り組ませるべきこととして、徹底的に考えさせる指導を行っているということでした。過去の振り返りと将来に向けた人生設計の両方について、具体的に考えて悩ませた上で文章化、言語化させるという指導は、実はセンター生にとってはかなり厳しいものようでしたが、稗田氏によれば、それは、大声での点呼とか行進などの外面的な厳しさに対して、内面的な厳しさだと説明されておられました。

拘禁刑下では様々なプログラムが用意されていると承知しておりますけれども、それらは言ってみれば、あくまでもある特性に関する標準的な学習内容で、当の受刑者にとっては、収容生活中に体験や経験する事柄の一つになるわけです。プログラムの学習内容を自分の中でそしゃくして、ほかの経験や、自分の考えや思いなどと統合して、最終的には自分自身について意味付けていくような、稗田氏が言うところの考える時間が必要だと思います。特性に応じた処遇というのは、多分そこまでを視野に入れることが必要なのではないかと考えております。当面衣食住の心配がない刑事施設という環境で、立ち止まって徹底的に考えることができるという、この時間は、矯正施設ならではのものではないかなと思っていますので、こうした時間を設けることについても御配慮いただけたらと考えます。

2点目は、今、野口委員からも御発言がありましたけれども、更生保護地域寄り添い支援事業について、是非一層の進展に努めていただきたいと思いますと思っていることです。

私の現職時代に感じた限りでは、犯罪や非行に至った人に対する働き掛けというのは、当初、施設内処遇がもっぱらであったところから、社会内処遇へと広がって、さらには、地域社会への包摂、犯罪等をした人が、地域住民として、地域で定住して生活することを目指したものと変化してきたように感じております。そこまでを視野に入れるとなると、出所・出院者を含めて、犯罪等をした人も多くは刑事手続を離れることとなりますので、その支援というのは、地方公共団体が一般住民に提供している各種の行政サービスとか、地域に点在する各種の民間団体等を通じて行われることが想定される場所です。しかし、こうした様々な支援やサービスの団体や機関がネットワーク化できるかという点、自然発生的に生じるものではないので、少なくとも草創期には、官による積極的な働き掛けと財政的な支援が必要だというのが本事業のスキームだと、私は理解しております。

保護観察所におかれては、これまで犯罪・非行を行った者の指導援助のみならず、各地域の再犯防止推進計画策定に際しても情報や知見を提供するなどしてサポートを行ってこられましたけれども、加えて、地域の様々な官民の機関や団体が継続的な支援のためのネットワークを作っていく上でも、サポート機関としての役割を一層積極的に果たすことを期待いたします。

令和4年に旭川など三つの保護観察所で始まって、現在4か所になったものの、その拡張は簡単なことでないという事前説明を頂きまして、本当にそのとおりでと思います。しかし、息の長い支援のためには地域社会のネットワークは不可欠ですので、保護観察所には、是非その構築に今後とも積極的な役割を果たしていただけたらと思っております。

意見の最後の3点目は、今後は、地域社会における立ち直りに対する理解促進のための工夫が一層必要だと思ったことについてです。

先ほどもちょっと御紹介がありましたけれども、両全会の施設を参観する機会を得まして、元入所者の方が、住民を対象にした給付金がもらえると聞いて役所に行ったところ、窓口担当者とのやり取りの中で、その元入所者の方が、自分が服役していたために、給付金をもらうための受給要件の一つを満たしていないのではないかと思うに至り、窓口の担当者も、どうも途中からそのことに気がついたようであり、結局給付金をもらわないで帰ってきたという話をしてくださりました。このいきさつを正確に承知しているかどうかは自信がないのですが、元入所者の方が、そのときに、「ああ、私は招かれざる者なんだ」と感じたとおっしゃいましたが、私は、そう感じたという言葉が大変重く、印象に残りました。刑事司法手続を離れて、一般の地域住民としてきちんと暮らすようになって、何かの折にこうした出来事に遭遇することがあるとしたら、どうやってそれを防ぐのかなといろいろ考えてみると、その一つとして、一般市民の方々も想像力を広げていただいて、人の多様性の理解の中に、こうした犯罪等を過去に行った人々も加えてもらうことではないかなと思っております。

今後とも、再犯防止推進政策を進める中で、こうした当事者のエピソードを拾い上げていただいて、例えば、社明運動などのイベントや、市町村職員の方の初任研修や若い世代に対する法教育などの中で、元受刑者等が隣人として生活していることについて知ってもらうというのはどうかなと思いました。再犯防止のために、最初は官だけだったものが、官・民へ

と、活動主体も、対策も広がってまいりましたが、今後は更に地域住民の方からの理解という形での協力が得られるように、一層幅広い工夫が必要ではないかなと思いました。

最後に質問で、前回もお尋ねしたのでちょっとしつこいのですけれども、施策番号6番の資格制限の見直しについてです。この問題は簡単に答えが出るものでないということは承知しておりますけれども、この再犯防止施策がいずれは行き当たる問題ですし、犯罪や非行をした人の再統合について、今申し上げた、一般社会がどれほど受け入れてくれるかということの指標でもあると考えておりますので、公にできることではないかもしれませんが、こうした機会に、検討の状況を差し障りのない範囲で教えていただけるとありがたく思います。

以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

それでは、続きまして松本委員、どうぞよろしく願いいたします。

**○松本委員** 全国保護司連盟の副理事長をしております松本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど副大臣の御挨拶や幸島委員の御発言にもありましたとおり、大津での現職の保護司の方が亡くなられた事件について、昨日、判決の言渡しがございました。この事件は、私ども保護司にとって大変ショッキングなものでした。亡くなられた方は、長年、保護司として、対象者の改善更生に尽力されただけでなく、再犯防止のための地域へのネットワーク作りに一生懸命取り組まれており、とても残念でなりません。新聞などでは、個人的には何ら恨みがない被害者を、国や保護観察制度に対する不満から殺害したといった報道がなされています。私ども保護司は、事件の後も安全で安心な地域社会を作るために日々頑張っておりますが、このような事件が二度と起こらないよう取組を進めていただくことを、まず改めてお願いしたいと思います。

次に、施策番号64関係としての御報告がありました、更生保護制度の充実を図るための保護司法などの一部を改正する法律に関連して発言させていただきます。

まず、この法律が成立、公布されたことについては、保護司として大変前向きに受け止めております。私ども保護司組織といたしましても、これまでも、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会へ報告を受け、国と協力して様々な取組を進めてきたところですが、この法改正により、国において、より力強く取組を進めていただけるものと期待しております。特にお願いしたことを二、三、述べさせていただきますと思います。

一つは、地方公共団体による保護司会などの協力についてです。今回の法改正で、できる規定から努力義務規定に変わったことは、大変大きな意義があると思っております。保護司会に対する協力については、まだまだ地方公共団体によって温度差があると思えます。是非国のバックアップをお願いしたいと思います。

二つ目は、保護司や更生保護に関する広報・啓発です。保護司や更生保護に関する広報・啓発は、保護司の担い手を確保するために、あるいは保護司がやりがいと誇りを持って保護司活動を続けるために、そして地方公共団体など地域から保護司活動への御協力をいただくためにも、大変重要なものです。また、立ち直りを地域全体で支える機運を醸成するためにも不可欠なものだと考えております。国には十分な情報発信をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、昨年の検討会でも特に申し上げたことですが、保護司の活動に伴う負担や不安の解消も重要です。国において、保護司の負担軽減のため様々な取組を検討していただいているものとは思いますが、特に保護司の活動に伴う持ち出しや請求手続の負担を解消できるよう、保護司実費弁償金の在り方の見直し、内容の充実や支給方法の効率化など、支援の強化をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして宮田委員、どうぞよろしく願いいたします。

**○宮田委員** 私は、事前に意見を書かせていただきましたので、御覧いただければと思います。これから、五つほど申し上げたいと思います。意見の中で書けなかったことについても申し上げたいと思います。

まず、更生保護の関係です。私どもは、更生支援計画を作ると、裁判の段階から、この人をどのように更生させていったらいいかということを考え、主張し、判決の中で、更生支援計画ができてから、この人には保護観察付執行猶予でチャンスを与えようとか、あるいは一部執行猶予にしてあげようとか判断されることがあります。それにもかかわらず、判決が出たら、更生支援計画はもういいやという触法者が非常に多い。更生支援計画で触れられた内容を特別遵守事項として拾ってもらえないかと保護観察官をお願いして受け入れられず、大げんかした弁護士もたくさんいます。多くの事件で更生支援計画を作って、それを矯正や保護に引き継ぎ、みんなで更生支援を考えようよという動きがもっと広がらないかなと思っております。

もう一つ、更生保護関係について申し上げます。せっかく国土交通省で居住支援法人や公営住宅を準備しています。例えば、保護司が帰住先調査をすると、対象者の家族が、家が狭くて受け入れられない、もうちょっと広いところに住めたらなんていう事例は結構あります。その段階で当該家族を支援して、広いところに移るように支援できるような環境を整えてあげることができないのか。保護司がそこまでやるというのはなかなか難しいと思います。保護観察所もやるのが難しいということであれば、例えば弁護士会の寄り添い弁護士制度のような、弁護士による判決後支援の制度もありますし、保護観察所が居住支援法人などとも協議会などを作って、そういうところに家族の居住をお願いしていくとか、抜本的なことを考えなければいけません。今は、更生保護施設は満員です、自立準備ホームもいっぱいです、行くところがありません、はい、刑務所から出られません。仮釈放ができない、あるいは、保護観察付執行猶予になったときに、保護観察所が「行く先がないから、取りあえずこれ、宿代ね」みたいな形で終わらせてしまうのでは問題です。触法者だけでなく、支援をしたい家族も含めて、早い段階で居住支援法人や公営住宅への入居を検討できる居住支援を考えていただければと思います。

もう一つ、次は矯正の関係です。拘禁刑が始まって、それぞれの受刑者の個性に応じたプログラムが非常に重要になっております。そうすると、意見書には書きませんでした、自営作業をどうするかという問題を避けて通れないかと思っております。今は一部業者に委託しているところもありますが、刑務所のほとんどは、炊事の工場で受刑者の食事を、受刑者自身が作っています。自営作業に耐えられる受刑者が少なくなったということで、一部の受刑者に非常に大きな負担が掛かって、勤務時間が非常に長くなるなどということが起きています。

このような状態では、炊事工場で作業する受刑者は教育プログラムを受けられません。自営作業をどうするのかを考えなければならない時期に来ているのではないかと思います。

また、これは矯正だけではなくて、保護局、そして厚生労働省などの御協力にも関わってくるのですが、特性によって受刑者を分類するといいますが、分類するだけで終わっていないか。社会では障害者雇用に目が向いています。一般企業でも障害者の就労に熱心なところもたくさんありますし、ジョブコーチなどの自治体の就労支援の制度もあります。条件さえ整えば障害者の方は一般企業に就労できます。また、障害というのはグラデーションであって、この人は障害者で、この人は障害者じゃないときれいに分けられるものではありません。そういう意味で、個々人の個性に応じてどんな支援が必要なのかを細かにみて、障害者＝福祉的就労というように単純に分けないでいただきたいと思います。

最後に、これは厚生労働省へのお願いです。地域生活定着支援センターの件です。地域生活定着支援センターは、今、各地で非常に大きな働きをしています。これを次回の計画で法定化しませんか。今は法的な根拠がなく、予算もいろいろと変動している。また、委託先の選び方についても、各都道府県でかなりやり方が違っていています。同じ委託先が長年やっていて、地域で非常に大きな信頼を得ている地域もあれば、毎年のように受託機関がくるくる替わって事業が継続できない、あるいは、職員を入れようにも、予算のことが気になってできないという地域もあります。これだけ大きな働きをしている機関に対して、もっと抜本的な対策が必要なのではないかと考えています。

すみませんが、あとは事前に提出した資料をお読みいただけますよう、よろしくお願い致します。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** 有識者委員の皆様におかれましては、本当に貴重な御意見を賜りまして、どうもありがとうございました。

今、御質問や御意見という形式で、かなり多くの御指摘を頂いております。残り時間がもうそれほど残されていない中でありますので、どこまでこの場でお答えできるのか分からず、もし今日各省庁から説明できなかったものがありましたら、事務局で整理いたしまして、後日、御説明を差し上げたいと思います。今日、答えるににくいという話もあるかも分かりませんので、そういったところも含めて丁寧に対応させていただきたいと思います。

差し当たり、残り時間がございますので、部局ごとに、まずは刑事局から、全部執行猶予の話ですとか、今日の時点で答えられる範囲についてお答えいただいて、順次、次の部局ということで進めさせていただきたいと思います。あと、厚生労働省も、小林委員と、それから今、最後、宮田委員から御指摘ありましたので、何か御発言いただけたらいいところがあれば御発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

では、まず刑事局からお願いできますか。

**○法務省刑事局総務課長** 刑事局総務課長の犬塚です。御質問、御意見を頂きましてありがとうございました。

刑法改正を踏まえました保護観察の適用に関する積極的な意見を伝えていくという検察官の取組に関しまして、御評価を頂きましてありがとうございます。

御発言の中で、一部執行猶予にも今回の取組が適用されるのかという御質問を頂いたのですけれども、今回の取組につきましては、刑法の改正に伴いまして、再度の執行猶予が付せる要件が拡充したというところを捉えた形で、それを前提とした取組になっております。し

たがって、今回の取組の対象の中に、直接的に、一部執行猶予を付すことについて意見を述べることは含まれておりません。ただ、一部執行猶予を付すべき事案がどういうものなのかということに関しては、当然検察官も理解していますので、事案ごとの判断によりましては、一部執行猶予を付すべきという意見を述べることは、制度としても運用としてもあり得ると思っております。

それから、一部執行猶予の件数が少ないという傾向に関する御質問がございましたけれども、これはおっしゃるとおりで、一部執行猶予が付された判決が令和4年から減少しているところがあります。令和4年が668件、令和5年が567件、令和6年が597件ということで、令和6年にはまた少し増えているところもあるわけですが、これにつきましては、最終的に裁判所が個別に判断したものの集積でありますので、何か一定の傾向があつてこういふことになっているという情報を持ち合わせていません。

それから、検察官が保護観察を付すかどうかに関して意見を述べる前提として、そもそも更生保護に関する知識がしっかりないと駄目ではないかという御意見を頂きました。今回の取組を行う前提といたしまして、保護局からも御協力を頂いて、これまでも各地方検察庁、保護観察所との間で連携しておりましたところ、今般、各保護観察所から全ての検察庁に、保護観察制度や保護観察の効果検証結果などについて御教示いただくという取組を行っていただきました。今後もこのような取組を通じて、個々の検察官の更生保護に関する知識をしっかり拡充させていくべく、保護局とも協力しながら進めていきたいと考えています。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

続いて、先に保護局からお願いします。

**○法務省保護局総務課長** 保護局総務課長の南元です。

保護局関係で幾つか私からお答えさせていただくものとして、先ほど刑事局総務課長からも検察庁と保護観察所との連携について話がありましたけれども、小林委員から、保護観察付執行猶予者が急増したら、保護観察所のマンパワーが耐えられるのかといった御指摘があったかと思えます。

刑事局総務課長からも話がありましたように、今年度、保護観察所において、全般的な保護観察制度についての理解を検察官や検察事務官に求めるということで、いろいろな説明を尽くしました。今後も、求刑の段階において、個々の対象者について保護観察に適合するかどうかといったようなことも、検察官等と保護観察所が連携していくということになります。

また、特に薬物依存者のプログラム実施などについても御心配いただいていたかと思えますが、保護観察所では、集団での効果にも期待して、集団でプログラムを実施したり、あるいはプログラムを保護観察所だけで抱えるのではなくて、できるだけ地域のプログラムや社会資源につなげていこうという方針でやっておりますので、そういったことも踏まえながら、適正に保護観察を実施してまいりたいと考えております。

それと、最後の方で、宮田委員から、更生支援計画があつても、判決を受けて執行猶予になった途端、更生支援計画の内容を特別遵守事項にも入れてもらえないで無視されてしまうから、何とか特別遵守事項に入れてもらえないかといったお話もありましたけれども、特別遵守事項は、特定の行為を禁止するとか特定の行為を求めるとかといったものであり、それに違反すれば矯正施設に収容されるといった不良措置を伴うものですので、具体的で最小限

のものに絞って設定することになっております。ですから、例えば、どこそこの病院に通院するとか、特定の福祉施設で支援を受けるとかいったことについて、特別遵守事項としては設定しにくいところがあります。ただ、宮田委員から、もっと弁護士会を活用するべきであるとか、いろいろな有り難い御指摘を頂いております。更生支援計画は、貴重な資料ですので、できるだけそれを活用し、また、弁護士会をはじめ、様々な関係機関・団体の協力を得ながら、保護観察を適正に実施してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

**○法務省保護局更生保護振興課長** 保護局更生保護振興課長の石川です。

ちょっと順不同になるかもしれません。まず、幸島委員から、自治体との連携等を考えた場合に、いわゆる保護司会の保護区と自治体等の対応は対一が今後望ましいのではないかとこの御意見がございました。現状、恐らく複数自治体で1保護区というところは、保護区内において、自治体単位の分区を設けて対応されているのかなと思いますけれども、引き続き、自治体との関係がうまく維持できるように、保護観察所も支援していきながら、この保護区の在り方については、地域の事情や保護司会の御意向を踏まえながら、一緒に検討してまいりたいと思います。

同じく幸島委員から、学校との連携が非常に大事だということで伺いました。おっしゃるとおりだと思います。文部科学省との間の協力によりまして、例えば令和4年に改定されました生徒指導提要で保護司に関する説明を掲載していただいたり、あるいは、令和6年、7年に、教員養成課程を有する大学向けの説明会におきまして、保護司に関する資料等の配布や説明時間を設けていただいたりして、保護司活動、あるいは更生保護活動に対する理解の促進に協力していただいているところです。また、来年度に向けて、保護司の方、場合によっては保護観察官が一緒になって、中学生との間でスマホの適正利用について考えることができるような、スマホを通じてトラブルになり闇バイトに手を出すという題材を使ったビデオ教材を作っております。引き続き、こうしたことも続けながら、文部科学省の協力も頂きまして、更生保護、あるいは保護司会と学校との連携に努めてまいりたいと思います。

あと、同じく幸島委員から、更生保護施設の関係で御指摘いただきました。おっしゃる課題があるかと思えます。特に大事なものは、ほかの委員からもありましたけれども、更生保護施設だけで抱えないで、地域の支援につなげていくことかと思えます。そういった観点から、更生保護施設、あるいは更生保護事業の在り方、宮田委員からは自立準備ホームのことも出ましたけれども、当局の方で更生保護事業者の方や有識者の方も交えて、引き続き検討の場を設けていきたいと考えております。

それから、小林委員から、いわゆる依存がある方の就労支援に関して、ソフト面での支援、例えばプレッシャーを感じやすいことに対する支援について御指摘を頂きました。また、野口委員からも、障害を抱えた方や高齢の方の就労支援が今後非常に重要であり、かつ、難しいという御指摘を頂きました。今回の配布資料には、更生保護就労支援事業の資料を入れていませんでしたけれども、今年度全国28か所で、就労支援に知見のある民間の事業者に委託をして、きめ細やかな寄り添い型の就労支援を委託することもしております。これを広げていくことによって、有識者委員の皆様から御指摘があった特性に応じた支援を強めていくことを保護局としても考えていきたいと思っております。

それから、松本委員から、保護司に関して、法改正に伴って広報の充実をという御指摘を

頂きました。特に保護司活動を具体的に国民に分かっていただくことを念頭に置いて、今年、第76回の社会を明るくする運動の中では保護司、あるいは更生保護の取組を御理解いただくことを統一テーマにして取り組んでまいります。このような観点から、引き続き広報にも努めてまいります。併せて、保護司の方の負担軽減、特に実費弁償金の充実にも努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、松田委員から更生保護地域寄り添い支援事業のお話や、宮田委員から、居住支援協議会みたいなものもあるのだから、もっと固まりというか、取組・仕組みとして、出所した人たちが社会復帰できるような枠組みを設けるべきではないかという御指摘をいただきましたが、おっしゃるとおりだと思っております。松田委員から御紹介がありましたとおり、今、更生保護地域寄り添い支援事業はまだ全国で4か所です。この在り方については、更生保護だけで抱えるのではなく、各地域で自治体等が進めていらっしゃる支援事業や、宮田委員御指摘の居住支援協議会のような各種の支援ネットワークとの関係性も十分整理しながら、困った人が孤立しないように、支援のネットワーク化について、保護局あるいは法務省としても力を入れてまいりたいと思っております。

私からは以上になります。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

続いて矯正局から、手短にすみませんがお願いします。

**○法務省矯正局更生支援管理官** 矯正局の更生支援管理官、朝比奈です。

私から2点御説明をいたします。

まず1点目が、高野委員から御質問のありました、再犯した人たちはどのような人たちなのか、薬物の人なのか、ギャンブルの人なのかという点です。先ほどの基礎資料の2ページに、出所後2年以内の再入率が掲載されておりましたが、その中で令和5年の再入率が全体で13.8%とあるところ、これよりも高い割合で再入している人は、事件名でいいますと窃盗の人、それから暴行・傷害の人になります。さらに内訳を見ますと、高齢の人ですとか、満期で出所した人が刑務所に再入する割合が高く、これらの人の多くは重なっております。ですので、これらの人に対し、単に窃盗はいけないことだという指導ではなくて、出所後の社会生活でどのように生活を立て直していくのかとか、周囲の人とつながっていくのかといった、生活自体の在り方を指導するような内容が必要かと思っております。昨年度、今年度でそういったものを対象としたプログラムを開発したところです。来年度はこれを実施に移しまして、引き続き再犯防止に取り組んでまいりたいと考えております。

そしてもう一点、宮田委員からいただきました点です。拘禁刑下で改善指導等に充てる時間が確保されることになったところ、実態として、自営作業を指定できる受刑者は不足していて大変忙しく、指導時間が取れないのではないかと御質問についてです。私どもも、そこは本当に難しい問題と捉えております。懲役刑下ですと、作業は全員義務としてやるものだったことでしたので、あなたはこの作業をやりなさいという割当て式で行ってまいりました。しかし、拘禁刑下になってから、それぞれの受刑者にとって作業に取り組むことがどのような意味があって、社会生活にどのようにつながるかということ意識するよう動機付けを図る段階を踏むこととしております。ですので、従来、能力には問題がなくても、意欲の面でなかなか作業に前向きでなかった人についても、今後は作業に対する動機付けを高めることで自営作業に取り組める人員が増える可能性もあり、そうしたところから、個々の受

刑者に対する指導の時間を確保していくということができればと考えているところです。  
以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございました。

では、続いて秘書課から資格制限についての御説明をさせていただきます。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 秘書課です。

松田委員から資格制限のお話を頂きました。現在の検討状況に関して御説明いたします。  
前回の検討会でも御説明させていただきましたが、法務省から各省庁に対して、前科による資格制限の在り方の見直しについての検討を依頼させていただいて、今、その進捗状況を確認させていただいているという現状です。他方、令和6年9月及び令和7年12月の2回にわたって、フォローアップをさせていただきましたところ、現状ではまだ検討が進んでいないという状況が確認できていまして、引き続き、しっかりと注視してまいりたいと思います。

以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございました。

最後ですけれども、厚生労働省から何か御発言あればよろしく願いいたします。

**○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室長補佐** 小林委員から、薬物依存症の専門医療機関が少ないのではないのかといった御指摘を頂きましたが、現状で申し上げますと、令和7年3月末時点で、確かに一部の都道府県でまだ、いわゆる専門医療機関の設置ができていないところはあります。そういった現状もありますので、我々としていたしましても、様々な研修や会議の場において、各都道府県などにおいてしっかり専門医療機関の設置をお願いしているところです。また、1か所、既に設置されているところにつきましては、複数の設置についてもお願いしているところです。

引き続き、こういった取組を継続していきながら、自治体と連携して、専門医療機関の設置が進むように取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

**○法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございました。

ちょうど今しがた12時という定刻になりましたので、いろいろと御意見いただいております中で、関係部局も、お答えや説明がしきれていないと思っているところがあるかもしれません。そういったところは個別に御相談をして、追加の御報告を差し上げることとさせていただきたいと思っております。

今日は、有識者委員の皆様から御意見を頂戴して、しっかりと今後参考にしてまいります。本当にどうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度再犯防止推進計画等検討会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—了—